

各許可届出使用者  
各表示付認証機器届出使用者  
各届出販売業者  
各届出賃貸業者  
各許可廃棄業者

殿

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課

原子力規制委員会の設立に伴う当面の対応について（連絡）

本年6月27日に公布された原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）に基づき、9月19日に環境省の外局として原子力規制委員会（事務局：原子力規制庁）が設置されることとなり、これに伴い、現在、文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課が所管する業務の一部は、同日以降、原子力規制委員会において実施することになります。また、同課における課室の名称が変更されます。

ついては、下記の諸点にご留意いただきたく、ご連絡します。

1. 文部科学省における業務の移管等について（別紙1参照）

（1）業務の移管

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課の各室が所管する次に掲げる業務は、本年9月19日より原子力規制委員会が実施することとなります。

①原子力規制室（平成24年9月18日をもって廃止）

試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原子炉（発電の用に供するものを除く）に関する規制並びに核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務

※水戸原子力事務所が所掌する上記の業務についても、原子力規制委員会が実施することとなります。

②防災環境対策室

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の施行に関する事務、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）に関する事務

※原子力災害対策特別措置法の施行に関する事務は、一部、内閣府も実施することとなります。

③放射線規制室

放射線審議会に係る事務

【問い合わせ先】

■平成24年9月18日まで

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課

電話(代) 03-5253-4111 (内線3907、3904)

電話(直) 03-6734-4026

■平成24年9月19日から

<試験研究用原子炉等に関する規制並びに核原料物質及び核燃料物質の使用の規制等に  
関すること>

原子力規制委員会原子力規制庁 安全規制管理官 (試験研究炉等担当)

電話(代) 03-3581-3352

電話(直) 03-5114-2115

<核燃料物質の輸送、廃止措置、クリアランスに係る事務に関すること>

原子力規制委員会原子力規制庁 安全規制管理官 (廃棄物等担当)

電話(代) 03-3581-3352

電話(直) 03-5114-2117

<試験研究用原子炉等の耐震安全性審査等に係る事務に関すること>

原子力規制委員会原子力規制庁 安全規制管理官 (地震等担当)

電話(代) 03-3581-3352

電話(直) 03-5114-2119

<原子力災害対策特別措置法の施行に係る事務、核物質防護に係る事務に関すること>

○原子力災害対策特別措置法第10条に基づく主務大臣への通報

・平日(9:30~18:15)

原子力規制委員会原子力規制庁 原子力防災課

電話(直) 03-5114-2121

FAX 03-5114-2183

03-3597-6066 (原子力事業者受信専用①)

03-5114-2197 (原子力事業者受信専用②)

045-514-2615 (原子力事業者受信専用③)

・勤務時間外(平日18:15~翌日9:30、土日祝日9:30~翌日9:30)

原子力規制委員会原子力規制庁 原子力防災課担当者

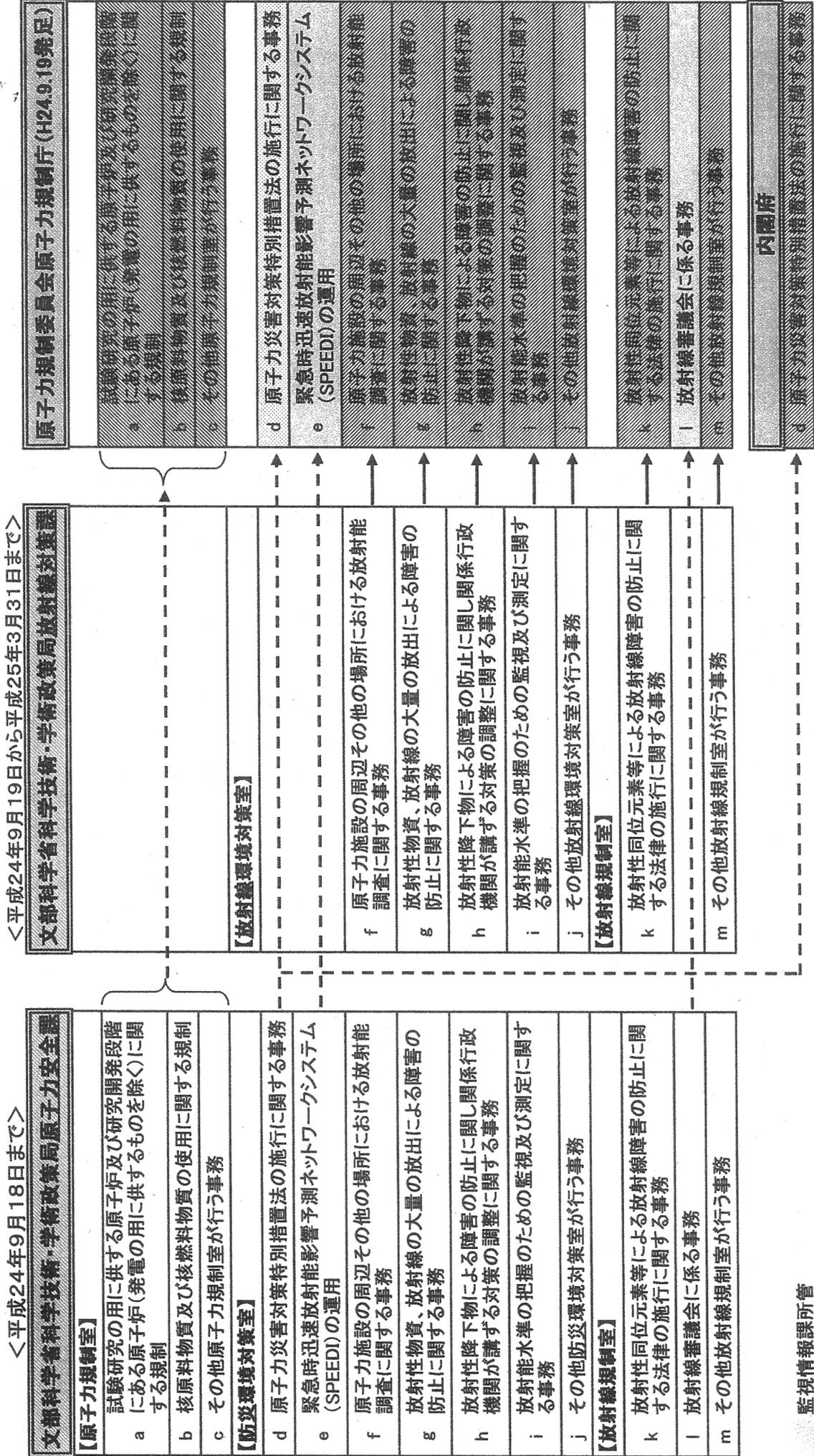
電話(直) 080-5885-7450

(その後、以下の通報担当者宛)

第一通報者 事故室宿直 携帯 080-5885-7450

原子力規制委員会（原子力規制庁）設置に伴う原子力安全課の各業務の所管の変更

-----> H24.9.19に移管  
-----> H25.4.1に移管



監視情報課所管  
 原子力防災課所管  
 安全規制管理官（試験研究炉等担当）等が所管  
 いずれの課の所管になるか今後調整

【放射線対策課（原子力安全課）放射線規制室の所掌事務に関すること】

日付	報告及び緊急時・トラブル発生時等の体制
平成25年3月31日(日)まで	文部科学省 放射線対策課放射線規制室 《勤務時間内》(変更なし) 電話：03-6734-3952 または 03-6734-4043 FAX：03-6734-4048 《勤務時間外・休日》(変更なし) e-mail rijisin@mext.go.jp

### 事故・トラブル等の緊急時における連絡方法

- ◎ 放射性同位元素の盗取又は所在不明、異常な漏えい、被ばく等異常事態が発生した場合には、直ちに以下に示す連絡先に必ず電話連絡を行うとともに、別紙様式によりFAXにて状況を通報して下さい。
- ◎ 事業所内（事業所境界内）で火災が発生した場合においても、以下の連絡先へ電話連絡及びFAXにより状況を通報して下さい。
- ◎ 地震が発生した場合には、上述の異常事態が生じた場合のみ、直ちに電話連絡及びFAXによる状況の通報が必要です。  
震度4以上の地震が発生した地域に施設が所在する特定許可使用者（放射性同位元素の使用により特定許可使用者となる者に限る。）においては、直ちに施設・設備の点検を行い、特に問題がない場合には、メール（rijisin@mext.go.jp）にて連絡して下さい。

	火災	地震		その他
		震度4以上 (特定許可)	左記以外	
異常事態発生あり	電話とFAX	電話とFAX	電話とFAX	電話とFAX
異常事態なし	電話とFAX	メール	—	—

文部科学省科学技術・学術政策局 放射線対策課放射線規制室

電話：03-6734-3952または03-6734-4043  
FAX：03-6734-4048

（事業所の所在地が茨城県の場合は、下記宛先にも参考連絡）

文部科学省 水戸原子力事務所

電話：029-224-3830  
FAX：029-231-3789

【深夜及び休日、左記に電話をしてもつながらない場合の連絡先】

[rijisin@mext.go.jp](mailto:rijisin@mext.go.jp) のアドレスに次の事項を入力し送信してください。

件名：「件名（地震、火災、その他）」

本文：「概要（設備点検の結果、異常は無かった。）、（火災が事業所内で火災が発生した。）、（異常な被ばくが発生した。）」、「連絡先（連絡が取れる方の氏名、電話番号、メールアドレス）」

メールの送信が不可能な状態にある場合には、以下のとおり。

文部科学省 緊急連絡システム

電話：03-5157-7040

電話を掛けると、「緊急時報システム」とメッセージが流れます。次のフローに従い、操作してください。

トーン信号に切替【\*】し、0を入力する。

ユーザID：1111を入力する。

パスワード：1111を入力する。

グループ番号：110を入力する。

「RI施設・輸送」と流れます。確認後、0を入力する。

発信音「ピッ！」の後に、音声を録音する。

- ◆ 録音時間は、60秒です。
- ◆ 録音内容は事業者名、事故・トラブル内容、連絡先です。
- ◆ 時間前に録音が終了したら【0】を押す。
- ◆ 録音内容の確認：よければ、【0】を押す。修正は【1】を押す。

以上で操作は終了です。